

## 月額自己負担上限額の金額・算定方法について

- 自己負担上限額は、受給者が加入している医療保険上の世帯の保険料算定対象者の市町村民税額（所得割）等により決定します。
- 対象の医療を受けた場合、その月の自己負担額を合算していき、自己負担上限額（月額）まで達した後は、その月における自己負担は不要となります。自己負担を超えた分が医療費助成の対象です。
- 月額自己負担上限額

【単位：円】

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合：2割(保険制度で1割負担の者は1割))		
			一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
生活保護 (A)	-		0	0	0
低所得Ⅰ (B1)	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ (B2)		本人年収 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ (C1)	市町村民税(均等割)課税、 (所得割額)7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ (C2)	市町村民税(所得割額)、 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得 (D)	市町村民税(所得割額)、 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食事療養費			全額自己負担		

### ※高額かつ長期

一般所得Ⅰ以上の市町村民税が課税されている方が、申請日の属する月以前の直近12ヶ月以内に指定難病に関する医療費総額（支払額ではなく10割分の医療費）が50,000円を超える月が6回以上ある方（別途、申請が必要になります）。